### 1 目的

この要領は、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合(以下「組合」という。)管理施設及び敷地内において、職員及び施設利用者が利用する飲料自動販売機の設置業者を選定するために必要な手続きを定めるものです。

自動販売機は、地方自治法第238条の4第7項、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合財務規則第158条第1号に基づく行政財産の目的外使用許可により設置するものとなります。

自動販売機設置業者の募集に参加される方は、この柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合自動販売機設置業者募集要領(以下「募集要領」という。)をよく読み次の各事項を承知の上、申請してください。

# 2 自動販売機設置募集物件

物件	施設名	設置場所	設置許容面積	予定
番号	70 97 1	15× 12 30 771	MENT BEN	台数
1	アクアセンター	施設西側機材搬	W1200×D750×H1850以内	1
	あじさい	入シャッター横		
2	クリーンセンター	計量器室	   W1200×D750×H1850以内	1
	しらさぎ	出入口前		
3	リサイクルセンター	正面玄関横	W1200×D750×H1850以内	1

- (1)設置場所等の詳細は、別添の飲料用自動販売機設置予定箇所図(以下「箇 所図」という。)を参照してください。
- (2)商品補充等の日常管理に支障がないか、別添の箇所図を確認してください。
- (3) 設置場所の現場を確認する場合には、事前に組合へ連絡してください。
- (4) 紙カップ式の自動販売機設置は不可とします。

#### 3 使用許可の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(設置及び撤去に要する期間を含む)

使用許可期間満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、期間満了 の1か月前までに、使用許可の申請を行ってください。

それまでの使用状況、苦情への対応、衛生管理等について審査し、更新を行っても支障がないと判断した場合は、当初の許可条件を変更しないことを条件に、目的外使用許可を1年更新します。

ただし、更新延長による使用許可の期間は、最大3年間(平成33年3月3

1日まで)を限度とします。

# 4 応募者資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2)国税及び千葉県税(千葉県内に営業所等がある場合)を滞納していない者
- (3)飲料水自動販売機を自らが管理・運営する設置業務について、2年以上の実績を有している者
- (4)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属していない者

### 5 提出書類

- (1) 応募者が法人の場合
  - ア 応募申込書(様式第1号)
  - イ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
  - ウ 国税の納税証明書(「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」の未 納税額のない証明書)
  - エ 千葉県税の完納証明書 (千葉県内に営業所等がある場合)
  - 才 印鑑証明書(原本)
  - カ 自動販売機運営実績表(書式自由、官公庁に設置しているものとそれ 以外のものに分ける)
  - キ 委任状(様式第2号、入札・契約等の手続きを営業所等の代理人が行 うことを希望する場合)
  - ク その他、組合が資格審査に必要とする書類
- (2) 応募者が個人の場合
  - ア 応募申込書(様式第1号)
  - イ 身分証明書
  - ウ 国税の納税証明書(「所得税」並びに「消費税及び地方消費税」の未 納税額のない証明書)
  - エ 千葉県税の完納証明書 (千葉県内に営業所等がある場合)
  - 才 印鑑証明書(原本)
  - カ 自動販売機運営実績表(書式自由、官公庁に設置しているものとそれ 以外のものに分ける)
  - キ その他、組合が資格審査に必要とする書類
  - ※納税証明書については、最新年度分を1部提出してください。(納税証明書は未納がないこと。)
  - ※上記証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してい

ただきます。

※提出書類は返却いたしませんので御了承ください。

※応募申込書には、物件番号を記入してください。

#### 6 書類の提出期間及び提出先

(1)提出期間

平成30年2月19日(月)から平成30年2月23日(金)まで

(2) 提出先

千葉県鎌ケ谷市軽井沢2102-1

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 総務課 財政係

電 話 047-443-7497

FAX 047-442-3491

(3)提出方法

上記提出先へ持参してください。郵送、FAX及び電子メールでの提出 は不可とします。

#### 7 質問書及び回答について

この募集要領の内容等に対する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 質問書の受付期間

平成30年2月5日(月)から平成30年2月9日(金)まで (平日の午前8時30分から午後5時まで)

(2) 質問書の受付方法と回答

質問書(様式第3号)に記入の上、FAXで送付してください。すべての質問事項及び回答をまとめ、平成30年2月19日(月)までに組合ホームページへ追加して掲載します。

#### 8 入札参加資格の確認等

- (1)募集要領第5項の提出書類により、入札参加資格の有無を確認後、平成 30年3月1日(木)以降に、申請者へ結果を通知いたします。
- (2)入札参加資格があると確認された申請者には、誓約書(様式第4号)、 納付金提案書(様式第5号)、委任状(様式第6号)を郵送します。
- (3) 当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

### 9 入札及び開札の日時と場所

(1) 日時

平成30年3月8日(木)午後2時

### (2) 場所

千葉県鎌ケ谷市軽井沢2102-1 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 アクアセンターあじさい 会議室

# 10 入札の方法と設置予定業者の決定

- (1)入札は物件番号1、2、3の順に行います。
- (2)入札に際しては、誓約書、納付金提案書及び代理人が入札する場合には 委任状を持参してください。
- (3)入札では、自動販売機売上の「何パーセント」を納付金として組合に納付するかを入札していただきます。
- (4)最高の納付料率を以て有効な入札を行った入札者を設置予定業者とします。
- (5)最高の納付料率となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじ を引いてもらい、設置予定業者を決定します。
- (6)提出した納付金提案書は、いかなる場合も、書き換え、引き換え又は撤 回することはできません。
- (7)入札を公平に執行できないなど、特別の事情があると認めるときは、入 札の執行を延期又は取りやめる場合があります。

# 11 入札保証金

免除

#### 12 入札の無効及び失格等

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1)入札参加資格のない者が行った入札
- (2)納付金提案書に記載した納付料率その他が不明確なもの
- (3) 同一入札について2以上の納付金提案書を提出した者の入札
- (4) 委任状の提出がない代理人がした入札
- (5)納付金提案書に記名押印しないで行った入札
- (6)納付料率を訂正した入札
- (7) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (8)入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱した者の入札

#### 13 行政財産使用許可の手続き

設置予定業者に決定した者は、速やかに行政財産使用許可申請書に設置場所の図面、自動販売機のカタログその他必要書類を添付し、設置する施設の所管課まで提出してください。

## 14 自動販売機設置管理契約の締結

設置予定業者に決定され、かつ、行政財産使用許可の相手方として適当と認められる場合は、設置事業者として自動販売機設置管理契約を締結していただきます。

# 15 設置条件

「自動販売機設置自主ガイドライン」(日本自動販売協会)及び下記の事項について遵守することとします。

# (1) 設置者費用負担

ア 行政財産使用料

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合行政財産使用料条例に基づいて使用料 をお支払いください。

(参考) 使用料月額=(土地評価額÷土地面積)×0.003

イ 行政財産使用料加算金

下記(5)に記載する計算方法により算出した額を四半期ごとに徴収 します。

# ウ 納付金

納付金は、自動販売機の売上の何パーセントとするかを入札していた だきます。

納付金の納付については、四半期ごととします。

毎月の売上報告書を翌月10日までにご提出いただき、その実績を基 に納付書を作成、送付しますので、納入期限までに納めていただきま す。

# (例) 第1四半期分

納付金=4月~6月の売上×○○% 翌月10日までに売上報告書を提出 7月31日までに納付金を納付

### 工 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担となります。

#### (2)自動販売機の設置について

ア 本体規格については、原則として物件ごとに記載した大きさ以内のも のとします。

ただし、その大きさで収まらない場合は、組合と協議の上、組合の指示に従ってください。

イ 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際 は、できる限り庁舎の躯体に負担のかからない方法で設置してくださ 11

- ウ 現在設置の自動販売機は平成30年3月31日(土)中に撤去します。 落札者は原則として平成30年4月1日(日)に、組合の指示のもと に自動販売機を設置してください。設置が4月1日より遅れる場合は、 分かり次第速やかに組合に相談・協議してください。ただし、設置日 にかかわらず、行政財産使用料は4月1日から発生することとなりま すのでご了承ください。
- エ 自動販売機には、消費電力量を把握するため、電気子メーターを設置してください。

# (3) 自動販売機の機能について

- アーピークシフト・ピークカット機能搭載機としてください。
- イ 減光の実施がされている機種としてください。
- ウ 学習省エネ機能搭載機としてください。
- エ 真空断熱材が採用されている機種としてください。
- オーノンフロン対応機としてください。
- カ 指定した設置面積に対応できる機種であれば、できる限りユニバーサ ルデザインの機種とするよう努めてください。

# (4)維持管理について

- ア 商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者の責任に おいて行ってください。
- イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用回収ボックスを原則として 自動販売機の横に設置し、適切に回収してください。
- ウ 賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理を徹底してください。
- エ 自動販売機の販売品の売価は、下記の価格を標準としてください。な お、価格を変更する場合には、組合の承認が必要となります。

(販売価格) 缶入り飲料 100円

ペットボトル飲料 (500ml) 130円 その他の飲料 定価より30円程度割引くこと

### (5) 電気料について

自動販売機に設置していただく電気子メーターの表示値を月初めに読み取っていただき、売上報告書と併せて提出してください。

提出いただいた表示値から自動販売機月間消費電力量を計算し、次の計算式により電気料(行政財産使用料加算金)を算出します。

なお、電力会社からの電気料金請求額等については、組合の基準月にて 算出します。

電気料(月額・円未満切捨て)=電力会社からの電気料金請求額×(自動販売機月間消費電力量÷電力会社の請求書に記載された消費電力量)

### (6)禁止事項について

- ア 使用許可物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- イ 使用許可物件を第三者に転貸又はそれに類似する行為をすることは できません。
- ウ 使用許可物件を第三者に譲渡又は他の権利を設定することはできま せん。
- エ 酒類の販売を行うことはできません。

# 16 参考事例

自動販売機の売上本数(平成28年4月~平成29年3月(1年間)の実績)

- (1) 物件番号1:4,145本(月平均345本)
- (2) 物件番号2:9,742本(月平均812本)
- (3) 物件番号3:6,607本(月平均551本)